

○環境省告示第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年農林水産省・環境省令第 号）の施行に伴い、及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）第二条第十四号の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づき環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件（令和五年三月環境省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から適用する。

令和八年 月 日

環境大臣 石原 宏高

題名中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に改める。